

「研究開発専門部会の設置について」の改正について

平成20年8月19日
原子力委員会決定

原子力委員会研究開発専門部会（平成13年7月3日設置）では、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成12年11月24日原子力委員会決定）に沿って、原子力分野における研究開発を推進するための方策について調査審議を実施してきたところである。

その後、平成17年10月に原子力政策大綱が策定され、これに基づき、関係行政機関等において原子力研究開発に関する取組が進められているが、国際社会における原子力エネルギー利用に対する期待の高まりや原子力基本法に定められる唯一の原子力研究開発機関である（独）日本原子力研究開発機構が発足してから数年が経過していること等、我が国の原子力研究開発を取り巻く状況は変化している。

そこで、原子力委員会は、原子力研究開発に関し、その進捗状況を把握し、状況の変化を踏まえた対応等について、関係行政機関等に対して必要な提言・助言等を行うため、「研究開発専門部会の設置について」（平成13年7月3日 原子力委員会決定）を別紙のとおり改正し、当該専門部会において必要な調査審議を行うこととする。

また、原子力委員会政策評価部会において実施する原子力政策の妥当性の評価のうち、原子力研究開発に関する部分については、本専門部会において実施することとする。

なお、原子力試験研究費により実施される研究課題の評価については、引き続き本専門部会に設置されている原子力試験研究検討会において実施する。

(別紙)

研究開発専門部会の設置について

平成13年7月3日
原子力委員会決定
平成20年8月19日改正

1. 趣旨

原子力が今後とも長期間にわたって競争力のある安定的なエネルギー源であり続けるとともに、放射線利用分野における科学技術が、学術の進歩や産業の振興に引き続き貢献していくためには、原子力研究開発を継続的に実施していくことが必要不可欠である。

そのため、原子力研究開発の推進に必要な方策等について調査審議を行うため、「研究開発専門部会」を設置する。

2. 検討内容

- (1) 原子力研究開発の進捗状況及びその評価（その他の専門部会等の調査審議事項を除く）に関する事項
- (2) 原子力研究開発を推進するための方策（その他の専門部会等の調査審議事項を除く）に関する事項
- (3) 原子力試験研究費に関する事項
- (4) その他、原子力委員会が指示する事項

3. 構成

別途定めることとする。

4. その他

- (1) 研究開発専門部会の運営については、原子力委員会専門部会等運営規程を適用する。
- (2) 原子力政策の妥当性の評価の実施にあたっては、「原子力の研究、開発及び利用に関する政策評価実施要領」（平成18年4月11日原子力委員会決定）を準用する。